

議 事 日 程 第 5 号

令和3年12月21日（火）午前10時開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第 72号 米沢市児童会館の指定管理者の指定について
- 日程第 2 議第 73号 米沢市中部コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 議第 74号 米沢市東部コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 4 議第 75号 米沢市西部コミュニティセンター及び米沢市克雪プラザの指定管理者の指定について
- 日程第 5 議第 76号 米沢市南部コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 議第 77号 米沢市北部コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 7 議第 78号 米沢市松川コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 8 議第 79号 米沢市愛宕コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 9 議第 80号 米沢市万世コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議第 81号 米沢市広幡コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議第 82号 米沢市塩井コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議第 83号 米沢市六郷コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議第 84号 米沢市窪田コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議第 85号 米沢市三沢コミュニティセンター及びよねざわ昆虫館の指定管理者の指定について
- 日程第15 議第 86号 米沢市田沢コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議第 87号 米沢市山上コミュニティセンター及び旧米沢市立関根小学校の指定管理者の指定について
- 日程第17 議第 88号 米沢市上郷コミュニティセンター及び旧米沢市立上郷小学校浅川分校の指定管理者の指定について
- 日程第18 議第 89号 米沢市南原コミュニティセンター等の指定管理者の指定について
- 日程第19 議第 90号 米沢市営八幡原体育館等の指定管理者の指定について
- 日程第20 議第 91号 米沢市市民バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議第 92号 米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 請願第 3号 沖縄戦戦没者の遺骨等が含まれた土砂を埋め立て等に使用しないよう国

に求める意見書の提出に関する請願

(民生常任委員長報告)

- 日程第 23 議第 93 号 米沢市斎場の指定管理者の指定について
日程第 24 議第 94 号 米沢市立ひまわり学園の指定管理者の指定について
日程第 25 議第 95 号 米沢市立興望館の指定管理者の指定について
日程第 26 議第 96 号 米沢市国民健康保険条例の一部改正について

(産業建設常任委員長報告)

- 日程第 27 議第 97 号 アクティー米沢の指定管理者の指定について
日程第 28 議第 98 号 米沢市上杉記念館の指定管理者の指定について
日程第 29 議第 99 号 米沢市地域資源活用センターの指定管理者の指定について
日程第 30 議第 100 号 笹野民芸館の指定管理者の指定について
日程第 31 議第 101 号 米沢市手数料条例の一部改正について

(予算特別委員長報告)

- 日程第 32 議第 102 号 令和 3 年度米沢市一般会計補正予算 (第 7 号)
日程第 33 議第 103 号 令和 3 年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 34 議第 104 号 令和 3 年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 35 議第 105 号 令和 3 年度米沢市一般会計補正予算 (第 8 号)

- 日程第 36 発議第 8 号 沖縄戦戦没者の遺骨等が含まれた土砂を埋め立て等に使用しないよう国
に求める意見書の提出について

~~~~~  
**本日の会議に付した事件**

議事日程第 5 号と同じ  
~~~~~

出欠議員氏名

出席議員（23名）

1 番	鳥 海 隆 太	議員	2 番	成 澤 和 音	議員
3 番	齋 藤 千 恵 子	議員	4 番	古 山 悠 生	議員
5 番	井 上 由 紀 雄	議員	6 番	小 島 一	議員
7 番	小 久 保 広 信	議員	8 番	影 澤 政 夫	議員
9 番	高 橋 英 夫	議員	10 番	高 橋 壽	議員
11 番	堤 郁 雄	議員	12 番	関 谷 幸 子	議員
14 番	山 村 明	議員	15 番	山 田 富 佐 子	議員
16 番	佐 藤 弘 司	議員	17 番	太 田 克 典	議員
18 番	我 妻 徳 雄	議員	19 番	島 貫 宏 幸	議員
20 番	木 村 芳 浩	議員	21 番	相 田 克 平	議員
22 番	工 藤 正 雄	議員	23 番	中 村 圭 介	議員
24 番	島 軒 純 一	議員			

欠席議員（なし）

~~~~~

## 出席要求による出席者職氏名

|                  |         |                    |         |
|------------------|---------|--------------------|---------|
| 市 長              | 中 川 勝   | 副 市 長              | 大河原 真 樹 |
| 総 務 部 長          | 後 藤 利 明 | 企画調整部長             | 遠 藤 直 樹 |
| 市民環境部長           | 安 部 道 夫 | 健康福祉部長             | 山 口 恵美子 |
| 産 業 部 長          | 安 部 晃 市 | 建 設 部 長            | 吉 田 晋 平 |
| 会 計 管 理 者        | 小 関 浩   | 上下水道部長             | 高 橋 伸 一 |
| 病院事業管理者          | 渡 邊 孝 男 | 市 立 病 院<br>事 務 局 長 | 渡 辺 勅 孝 |
| 総 務 課 長          | 高 橋 貞 義 | 財 政 課 長            | 土 田 淳   |
| 政策企画課長           | 伊 藤 昌 明 | 教 育 長              | 土 屋 宏   |
| 教育管理部長           | 森 谷 幸 彦 | 教育指導部長             | 山 口 玲 子 |
| 選挙管理委員会<br>委 員 長 | 玉 橋 博 幸 | 選挙管理委員会<br>事 務 局 長 | 佐 藤 幸 助 |

代表監査委員 志賀 秀 樹

監査委員 片 桐 茂  
事務局 長

農業委員会会長 伊 藤 精 司

農業委員会 長  
事務局 長 穴 戸 徹 朗

~~~~~

出席した事務局職員職氏名

事務局 長 三 原 幸 夫

事務局 次 長 細 谷 晃

副主幹兼
議事調査主査 渡 部 真 也

総務主査 澁 江 嘉 恵

主 事 齋 藤 拓 也

午前 9時59分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員23名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第5号により進めます。

.....

日程第1 議第72号米沢市児童会館の指定管理者の指定について外21件

○相田克平議長 日程第1、議第72号米沢市児童会館の指定管理者の指定についてから日程第22、請願第3号沖縄戦戦没者の遺骨等が含まれた土砂を埋め立て等に使用しないよう国に求める意見書の提出に関する請願までの議案21件、請願1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告願います。

総務文教常任委員長 6番小島一議員。

〔総務文教常任委員長 6番小島 一議員登壇〕

○6番（小島 一議員） 御報告申し上げます。

去る2日の本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案21件、請願1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、10日の午前10時から委員会室において、全委員出席の下、関係部課長並びに請願審査においては参考人及び紹介議員に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議第72号米沢市児童会館の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市児童会館の管理を行わせる指定管理者について、令和4年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、指定管理者公募審査結

果のうち、管理に係る経費の得点がゼロ点である理由についてただされ、当局から、平成29年度から5年間の検証を行い、人件費の高騰分などの精査をしながら提示金額を設定し、応募団体の事業計画書に基づく提案金額と比べたところ、提示金額との差が少なかったため、審査基準に基づき計算上ゼロ点となったものである。なお、計算上は、提案金額が提示金額を1割下回ればこの項目は満点となるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第73号米沢市中部コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから議第89号米沢市南原コミュニティセンター等の指定管理者の指定についてまでの17案件は関連がありますので、一括して審査を行いました。これらは、本市のコミュニティセンター等の管理を行わせる指定管理者について、令和4年度から5年間指定しようとするものであります。

これらの議案に対し、委員から、新たに管理することとなる旧学校利用施設の利用について、利用者や地区コミュニティセンター管理運営委員会との協議の経緯はどうかとの質疑があり、当局から、利用者の利便性を図るため、施設に近いコミュニティセンターで管理ができるよう以前から交渉し、業務内容や委託料の調整も図りながら受託していただけることとなった。利用に当たっては、利用者から施設使用上の問題点などの情報をコミュニティセンターに伝えていただきながら運用していくとの答弁がありました。

また、これらの議案に関連して、委員から、旧学校利用施設が老朽化などで使用できなくなった場合、避難所機能などはどうする考えなのかとただされ、当局から、公共施設等総合管理計画の個別施設計画では、屋内運動場は避難所機能もあることから、基本的に使用できるうちは維持して使う方針だが、使用できない状況となった場合は、避難所機能をどうするかを含めて、その時点で検

討しなければならないと考えているとの答弁がありました。

さらに、これらの議案に関連して、委員から、米沢市克雪プラザが本市全体の克雪・利雪に取り組む施設であれば、市を挙げた取組が必要ではないかとの質疑があり、当局から、克雪プラザでは社会教育課と共に利雪のイベント等を行っており、市全体の利雪、雪害対策の事業面でも地域と協力しながら、全市的な展開となるよう取組を考えていきたいとの答弁がありました。

これらの議案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第90号米沢市営八幡原体育館等の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市営八幡原体育館等の管理を行わせる指定管理者について、令和4年度から5年間指定しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第91号米沢市市民バスの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、使用の都度支払う使用料の納付を現金に限定せず行えるようにしようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第92号米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、米沢市南原コミュニティセンターの位置を変更するとともに、新たな使用料に改めるほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号沖縄戦戦没者の遺骨等が含まれた土砂を埋め立て等に使用しないよう国に求める意見書の提出に関する請願についてであります。本請願は、沖縄戦戦没者の遺骨が含まれた土砂を埋め立て等に使用しないことや、戦没者の遺骨を遺族の元に返すことを求め、政府に対し意見書を提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、参考人及び紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、この請願をこの時期に提出した理由は何かとの質疑があり、参考人から、遺骨の残る沖縄本島南部からも土砂を採取する計画が進められており、今これを止めないと、遺骨の残る表土が壊されてしまい、遺骨を収集することができなくなることが懸念されるためであるとの答弁がありました。

また、委員から、沖縄本島南部から採取した土砂を辺野古基地建設に使用することに反対しているのかとの質疑があり、参考人から、沖縄本島南部には遺骨がまだまだ多く残っているため、その場所をそのまま保管していただきたいというもので、辺野古基地の埋立てをやめてほしいということではなく、その土地を掘らないでほしいという意味であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、沖縄本島南部には、土砂を供給することができる会社が十数社あるということだが、沖縄本島南部からの土砂採取計画を見直すということは、現に稼働している業者からの土砂搬出もやめるべきとの認識なのかとただされ、参考人から、既に許可を得て採取した土砂を様々な工事に利用することについては問題ないと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、遺骨が混ざった土砂を沖縄県内で使用している事実はあるのかとただされ、参考人から、遺骨の混じった土砂から遺骨を完全に取り除くことは困難で、明らかに遺骨と分かるものは取り除いて、砂のようなものはそれと分からずに使われているのではないかと答弁がありま

した。

採決に当たっては、沖縄県議会での遺骨収集者の発言内容の議事録には、整合の取れない発言があるようで、また、沖縄県初代県令を上杉氏が務めたことや、その後の産業交流、民間、行政との交流など、本市と沖縄県との関係を踏まえれば、限られた情報だけで沖縄県の開発に足かせになるような判断を本市議会が拙速に行っているものかと考えるため、本請願を継続審査とすべきとの意見。

沖縄には、いまだ多くの遺骨が残されている。そこに工事車両が入って表土に手を加えることは、遺族の気持ちになれば受け入れられない。一日も早く戦没者の遺骨を遺族の元に返す取組が何よりも重要であり、そうした人道的観点からも、本請願を採択すべきとの意見に分かれたため、継続審査について起立採決を行ったところ、可否同数でありましたので、米沢市議会委員会条例第17条の規定により、委員長において、継続審査は否決と決しました。改めて本請願について起立採決を行ったところ、可否同数でありましたので、米沢市議会委員会条例第17条の規定により、委員長において、本請願は採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案21件、請願1件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

〔「議長、1番」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 1番鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） ただいまの請願第3号について、継続審査の動議を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 ただいまの動議の内容について説明を求めます。1番鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） 時間をいただきまして、

ありがとうございます。

まず、本請願第3号であります。本請願は、先ほど委員長報告の中にも言われておりましたが、沖縄県の県土整備、また沖縄の未来を整備することに私は制約をかけてしまうと、このように考えております。

また、県外の、言わば、簡単に申し上げますと、部外者である我々が沖縄の未来を果たして制約してしまっているものであろうかと考えております。そういったことが、沖縄の未来が今問われている案件だと私は思うのであります。

例として挙げますと、沖縄県議会の令和3年第1回定例会閉会中第2号であります。その土木環境委員会の記録を参照いたしますと、議題として、1つ、参考人からの意見聴取についてというものがあります。これは、中身は陳情第47号戦没者の遺骨が混じった土砂を軍事基地建設に使わないことを求める陳情というものであります。説明のために出席された参考人は、沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」代表具志堅参考人ほか補助者2名でありました。

その発言された議事録を読みますと、具志堅参考人の発言をそのまま読ませていただきますと、「軍事基地建設のためにはやめてほしいというのが私の願いです。これは、例えばそれ以外の民生、民間の工事——いわゆる民生に資するとか、民間の生活にプラスになるような使い方、これを既存の業者がやるのであれば、これは今までの事業の継続だと捉えてます。ただ、それまで止めるとこれ大変なことだと思ってるので、私自身はそこまでは考えていません」というような発言でありました。

簡単にまとめますと、軍事利用はやめてくれと。民間利用はこのまま継続していただいているということでもあります。

本請願第3号の中で言っている、埋立てに使用しないこととは、具志堅さん、沖縄県民の方が言う、民間利用はいいとは大分差が、私はあると捉

えております。

この部分がはっきりされていないと。本請願者は具志堅さんではありませんが、内容は具志堅さんが活動してきたことであります。具志堅さんの求めた陳情第47号には、沖縄の県民や業者、未来が書かれて、求められておりました。

我々がどんなに議論して調査し、審査しても、我々で沖縄の未来を自らつくることはできないのであります。

できることは、私はただ一つだと思います。それは寄り添うことではないかと思うわけであります。

歴史をひもといてみますと、上杉茂憲公の沖縄県令、そして本市との姉妹都市、また米織とのつながり、この連綿と紡がれた歴史を見ても、私は軽々に結論を出すのではなく、しっかりと寄り添った審査をすべきではないかと考える次第であります。慎重に調査、審議をしなければならないものと考えます。

よって、本請願第3号は総務文教常任委員会に再付託の上、閉会中の継続審査にすべきものであると申し上げ、提出いたします。

最後にもう一度言いますが、沖縄の未来に直接我々が審判を下していいのかと、このようなことが私は問われているのだと思いますし、我々のできることは、しっかりと沖縄の声を聞きながら寄り添うことだと、このように申し上げ、提出いたします。

○相田克平議長 ただいま1番鳥海隆太議員から請願第3号沖縄戦戦没者の遺骨等が含まれた土砂を埋め立て等不使用の国に求める意見書の提出に関する請願については、総務文教常任委員会に再付託の上、閉会中の継続審査とすることを求める動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおりに決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

請願第3号を総務文教常任委員会に再付託の上、閉会中の継続審査とする動議に賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長 御着席ください。

ただいまの採決については、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において裁決いたします。

請願第3号を総務文教常任委員会に再付託の上、閉会中の継続審査とする動議は、議長は否決いたします。

これより討論に入りますが、請願第3号に対し、11番堤郁雄議員、7番小久保広信議員から討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、11番堤郁雄議員。

〔11番堤 郁雄議員登壇〕

○11番(堤 郁雄議員) 私は、請願第3号沖縄戦戦没者の遺骨等が含まれた土砂を埋め立て等不使用の国に求める意見書の提出に関する請願に反対する立場から討論いたします。

本請願は、沖縄県南部の土地に沖縄戦戦没者の遺骨が含まれている可能性があるということから、辺野古基地の埋立ての土砂には使わないようにしてもらいたいとの趣旨での請願であります。その趣旨につきましては、私も心情的に十分理解できるところであります。

しかしながら、請願項目が2点あるわけですが、その1つ、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、日本政府が責任を持って戦没者の遺骨を収集し、遺族の元に返すことを責務とすることについては、既に戦没者の遺骨収集の推進に関する法律が制定され、国がそれを行うこととなっているため、改めて請願する意味はないものと考えま

す。

請願項目、もう一点の、悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が含まれた土砂を埋立て等に使用しないことにつきましては、心情的に理解できる反面、幾つかの疑問点もございます。

1点目は、沖縄戦から七十数年の年月がたち、今も遺骨収集に携わっておられる方がいらっしゃるということは大変ありがたいことだと、こう感じる反面、総務文教常任委員会での質疑等を聞いておきますと、長い年月の間に遺骨も粉々になってきて、石ころや砂と遺骨の区別が難しくなっているということ。となれば、遺骨と石などを完全により分けることは難しいということです。

仮に遺骨をより分けることができたとしても、遺骨収集のボランティアをなさっている具志堅隆松さんの要請文には、国のために尽くした犠牲者の骨や血のしみ込んだ土砂を埋立てに使うなどあってはならないことだと明記されております。すなわち、完全に遺骨をより分けることはできないし、できたとしても、血のしみ込んだ土砂についてはより分けることは不可能であります。

つまり今後、遺骨が含まれている可能性のある地域は何らの開発もできない、発展もできないということになってしまいます。

もちろん沖縄県南部地域だけではなく、戦闘が行われたと思われる地域は全て該当してきます。沖縄県民全てが本当にそれを望んでいるのかというのは甚だ疑問であります。

また、2点目は、本請願は沖縄県の戦没者ということですが、本来ならば沖縄県や当該自治体に陳情すべきことではないでしょうか。国に意見書を提出するということは、沖縄だけではなく国全体にとっても同じように適用すべき事柄ということになってきはしないでしょうか。

御存じのように、さきの大戦で亡くなった方は沖縄だけではなくありません。広島、長崎はもちろん、東京大空襲や大阪、名古屋、横浜、川崎、神戸等の大都市はもちろん、北は北海道から九州まで、

大、中都市はほとんど空襲を受け、死者は統計によりばらつきはありますが、50万人以上、行方不明者は2万5,000人以上に上ると言われています。

行方不明者は骨も見つからないから行方不明なわけです。となれば、それら行方不明者の遺骨がある可能性のある地域も沖縄と同様の扱いをすべきということになってしまいます。

もちろんそのようなことは現実的ではありませんから、現実的な対応をすることが最善の方法ではないかと考えます。

遺骨収集の方も言っていたように、遺骨は地表にある、深いところにはないとするならば、地表の30センチとか50センチの表土は剥ぎ取って使わずに、その下の土砂ならば使っても差し支えないというような指針をつくるべきだと思います。

そのようにすれば、戦没者の遺骨を使ってしまう可能性はなく、沖縄県の開発、発展にも大きな影響を与えずに済むと考えます。

以上のことから、本請願のこのままの形での採択は反対すべきものと考えます。

議員各位の熟慮をお願い申し上げ、討論を終わります。

○相田克平議長 次に、7番小久保広信議員。

〔7番小久保広信議員登壇〕

○7番（小久保広信議員） 私は、沖縄戦戦没者の遺骨等が含まれた土砂を埋め立て等に使用しないよう国に求める意見書の提出に関する請願に賛成する立場で討論を行います。

5年前に施行された戦没者遺骨収集推進法は、遺骨収集を国の責務と定めています。国は、それも十分に果たさぬまま、沖縄本島南部地域から土砂を採取しようとしています。

南部地域は、一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦により多くの貴い命が失われ、いまだに遺骨収集が進まず、遺骨が埋もれている地域です。

1972年の本土復帰に伴い、自然公園法に基づき沖縄戦跡国定公園として指定され、戦争の悲惨さや命の貴さを認識し、戦没者の霊を慰めるための

戦跡国定公園としては日本にただ1つの場所となっています。

同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた沖縄県民や日本各地から戦闘に駆り出され命を落とした多くの方々をはじめ、世界各国の兵士の慰霊のための「平和の礎（いしじ）」もあり、国籍や軍人、民間人の区別なく、亡くなられた24万1,593人のお名前が刻まれています。

戦跡国定公園内も含めた同地域には遺骨がいまだに残されており、戦後76年たった今も沖縄戦遺骨収集ボランティアの皆さんにより遺骨収集が行われています。

山形県出身の将兵なども32連隊に所属し、1945年8月28日まで降伏せず、沖縄南部で本土防衛のため最後まで戦い、米沢市出身者52名を含む776名の貴い体が沖縄の土になっております。

国のために戦い、犠牲となった方々の骨や血のしみ込んだ土砂を埋立てに使うなどあってはならないことであり、戦没者への冒瀆です。人道上の大きな問題であり、許されない行為です。

そのため、沖縄戦での犠牲者の遺骨を含む土砂を埋立てに工事に使わないよう求める意見書の提出が全国の多くの自治体で可決されています。

山形県でも、村山市や山形市、上山市、庄内町、そして酒田市が可決をしたとなっております。多くの自治体では、保守系の会派でも、戦没者の遺骨が混じった土をあらゆる埋立てに使うことは許されないと考えた。辺野古の新基地建設には賛成しているが、今回の意見書は基地問題に言及していないと賛成しています。

まだ遺骨が手元にない御遺族がおられます。御遺族の知らない間に、その遺骨が埋立てに使われ、一生戻ることがなくなる、手元に返ってくことはなくなってしまうことを考えたとき、戦没者の遺骨が混じった土をあらゆる埋立てに使うことは人道上許されることではありません。

よって、国会及び政府に対し、速やかに実現するよう強く要請する本意見書を提出すべきと考え

ます。

議員各位の賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

○相田克平議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長報告中、異議のありました請願第3号を除く、議第72号から議第92号までの議案21件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。よって、議第72号から議第92号までの議案21件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました請願第3号について、起立により採決いたします。

請願第3号に対する委員長報告は、可否同数により、委員長裁決において、採択であります。

お諮りいたします。

請願第3号を採択するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長 ただいまの採決については、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において裁決いたします。

請願第3号について、議長は採択と裁決いたします。

.....

日程第23 議第93号米沢市斎場の指定 管理者の指定について外3件

○相田克平議長 次に、日程第23、議第93号米沢市斎場の指定管理者の指定についてから日程第26、議第96号米沢市国民健康保険条例の一部改正についてまでの議案4件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長17番太田克典議員。

〔民生常任委員長17番太田克典議員登壇〕

○17番（太田克典議員） おはようございます。
御報告申し上げます。

去る2日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

当委員会は、議会日程に従い、13日の午前10時から委員会室において、全委員出席の下、関係部課長の出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議第93号米沢市斎場の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市斎場の管理を行わせる指定管理者について、令和4年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、指定管理者の選定方法を非公募から公募に変更した理由は何かとの質疑があり、当局から、これまでは、現在の管理団体以外に市内に斎場の管理を行える団体がなく非公募としてきたが、現時点では市内に指定管理者となり得る団体が複数存在していること、また米沢市指定管理者制度導入方針では、選定方法は原則公募とすることが規定されていることから、今回、公募に変更することとなったとの答弁がありました。

また、委員から、指定管理料が前回の指定期間より減額となった要因は何かとの質疑があり、当局から、これまでは3名体制での業務を基準とし、時間外勤務による割増し賃金分を含めて算定していたが、今回4名体制に変更し、時間外勤務による割増し分をなくしたこと、また4名のうち1名は会計年度任用職員の給与水準で算定したことなどにより減額となったとの答弁がありました。

さらに、委員から、次期指定管理者にしっかりと業務の引継ぎが行われなければ市民サービスの低下を招くおそれがあるが、市としてどのように

対応していくのかとの質疑があり、当局から、十分な引継ぎを行うため、次期指定管理者が現在の管理団体と共に業務を行う期間を設けることなど、市としても次期指定管理者との協議を密に行い、市民サービスの向上に努めていきたいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第94号米沢市立ひまわり学園の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市立ひまわり学園の管理を行わせる指定管理者について、令和4年度から5年間指定しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第95号米沢市立興望館の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市立興望館の管理を行わせる指定管理者について、令和4年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、施設における職員の配置について、管理団体との意見交換や調整を行っているのかとの質疑があり、当局から、管理団体からの要望を受け、保育士や看護師など専門性を有する者を配置する人員配置計画を策定しているが、実際には募集に対して応募がなく、人員の確保が難しい状況にあることから、市としても引き続き管理団体との意見交換を行いながら、人員の確保に向けて支援を行ってきたいとの答弁がありました。

また、委員から、第三者が施設の設備や運営などを評価するような仕組みはあるのかとの質疑があり、当局から、児童養護施設では定期的に第三者評価を受ける義務があり、興望館においても3年に1度、第三者機関から評価を受けているが、おおむねいい評価を得ているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第96号米沢市国民健康保険条例の一部改正についてであります。本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改めるものであります。

本案に対し、委員から、出産育児一時金の額を改める理由について質疑があり、当局から、現在の出産育児一時金の支給総額は、産科医療補償制度の掛金を加算すると42万円であるが、産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に減額される一方、出産育児一時金の支給総額は42万円を維持すべきとした国の法改正を踏まえ、出産育児一時金の額を40万4,000円に4,000円を増額した40万8,000円に改めるものであるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案4件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第93号から議第96号までの議案4件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。よって、議第93号から議第96号までの議案4件は、委員長報告のとおり決まりました。

指定管理者の指定について外

4 件

○相田克平議長 次に、日程第27、議第97号アクティーマズの指定管理者の指定についてから日程第31、議第101号米沢市手数料条例の一部改正についてまでの議案5件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告願います。

産業建設常任委員長19番島貫宏幸議員。

〔産業建設常任委員長19番島貫宏幸議員登壇〕

○19番（島貫宏幸議員） 御報告申し上げます。

去る2日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

当委員会は、議会日程に従い、14日の午前10時から委員会室において、全委員出席の下、関係部課長の出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第97号アクティーマズの指定管理者の指定についてであります。本案は、アクティーマズの管理を行わせる指定管理者について、令和4年4月1日から令和4年9月30日の6か月間指定しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第98号米沢市上杉記念館の指定管理者の指定についてであります。本案は米沢市上杉記念館の管理を行わせる指定管理者について、令和4年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、前回の指定期間と比べ指定管理料が修繕費の削減により減額されている。本施設は古い建物であるので、今後も修繕が必要となると思われるが、指定管理料の積算には問題がないかとの質疑があり、当局から、指定管理料

は過去5年間の修繕費の平均により算出したものである。なお、老朽化による施設の修繕については、米沢市公共施設等総合管理計画の個別施設計画に基づき調査を行い、その調査結果により修繕が必要であれば、本市が別に予算化し、対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第99号米沢市地域資源活用センターの指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市地域資源活用センターの管理を行わせる指定管理者について、令和4年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、本施設では食品加工も行っているが、この業務も指定管理業務に含まれているのかとの質疑があり、当局から、食品加工については指定管理者による自主事業であることから、指定管理業務には含まれていないとの答弁がありました。

また、委員から、米沢市地域資源活用センターの設置及び管理に関する条例では、「本市の観光及び農林業の振興を図る」と規定されている。同センターと同じ地区内にある草木塔が国の林業遺産に登録されたが、今後、本施設を運営していく中で、農林業を振興していくような施策は予定しているのかとの質疑があり、当局から、指定管理者からは草木塔に関する事業計画は提出されていないが、現在国が主導している磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域満喫プロジェクトにおいて、草木塔の精神を継承するような取組を加えられなかいか検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第100号笹野民芸館の指定管理者の指定についてであります。本案は、笹野民芸館の管理を行わせる指定管理者について、令和4年度から5年間指定しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第101号米沢市手数料条例の一部改正についてであります。本案は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定等の申請手数料及び低炭素建築物新築等計画認定等の申請手数料の算定方法を変更するとともに、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案5件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第97号から議第101号までの議案5件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。よって、議第97号から議第101号までの議案5件は、委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第32 議第102号令和3年度米沢市一般会計補正予算（第7号）外3件

○相田克平議長 次に、日程第32、議第102号令和3年度米沢市一般会計補正予算（第7号）から日程

第35、議第105号令和3年度米沢市一般会計補正予算（第8号）までの議案4件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長 2 番成澤和音議員。

〔予算特別委員長 2 番成澤和音議員登壇〕

○2 番（成澤和音議員） 御報告申し上げます。

去る2日及び8日の本会議で、当予算特別委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

当委員会は、議会日程に従い、15日午前10時から議場・委員会室において、全委員出席の下、当局から市長をはじめ教育長及び関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、議案の内容につきましては、市長の説明要旨や事項別明細書等で各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑の主なものと、その結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、審査に先立ち、市長から議第105号令和3年度米沢市一般会計補正予算（第8号）について、予算総額449億581万9,000円に6億1,115万円を増額し、予算総額を455億1,696万9,000円とする訂正の申出がありました。

訂正の内容としましては、子育て世帯等臨時特別支援事業について、国の方針に従い、先行給付金を年内に現金給付できるよう準備していたところ、国の方針が転換され、年内に全額現金による一括給付を容認することが表明されたことから、本市として、事業費を増額したく提案するものであるとの説明がありました。

本申出につきましては、質疑もなく、各委員異議なく、了承すべきものと決まりました。

次に、議第102号令和3年度米沢市一般会計補正予算（第7号）から議第104号令和3年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）までの議案3件における会計間異動等に伴う職員給与費及び特別会計繰出金の補正を一括して質疑を行

いましたが、質疑はありませんでした。

次に、議第102号令和3年度米沢市一般会計補正予算（第7号）における会計間異動等に伴う職員給与費等の補正以外の補正の歳出について、質疑が行われました。

まず、第2款総務費では、結婚新生活支援事業費補助金について、当初の想定人数を上回ったため増額補正することのだが、年度内にさらに該当者が増えた場合、再度補正していくのかとして質疑がありました。

また、市民から10月に相談を行ったが、「予算額に達したため支援できない」と窓口で言われたと相談があった。夢や希望を持った方々に対し、行政は市民に寄り添った対応を行うべきではないかとして質疑がありました。

第6款農林水産業費では、米価下落次期作支援事業費補助金について、本市の場合、つや姫と酒米を除く品種に対し、次期作を支援するため、1反当たり1,000円の補助をするものであるが、他市町村を見ると、29市町のうち12市町が2,000円、6市町村が3,000円、11市町村が1,000円になっている。他市町村の状況を踏まえての本市としての考えはどうかとして質疑がありました。

また、農家の方々も市町村間で金額に差があることが分かり比較されると思う。今後の本市稲作農家の営農意欲の維持、向上について、本市はどのように考えているのかとして質疑がありました。

さらに、今の状況が来年度以降も続けば、令和4年度の米価の大幅な回復は見込めないのではないかと感じている。そのため、収入保険などへの加入促進やセーフティネットへの支援が重要になってくると思うが、市としての認識はどうかとして質疑がありました。

第10款教育費では、修学旅行キャンセル等補助金について、修学旅行の中止などに伴うキャンセル料への補助ということのだが、キャンセルの判断を早く行っていれば、キャンセル料は発生しなかったのではないかと思う。発生した理由は適正だ

ったのかとして質疑がありました。

債務負担行為の補正では、東部小学校暖房設備改修工事について、今回提案された工事手法は、以前から東部小学校で使用されているセントラル方式だが、現在ほとんどの小中学校で設置されているものはF F方式である。セントラル方式では、大きなボイラーから一斉に温風を送る方式で、F F方式は、それぞれの教室に小さな暖房機を設置し、外気を取り入れて室内に温風を送風する方式である。コロナ禍の中、この違いを考えると、セントラル方式は時代にそぐわないのではないか。今回の改修に当たっては、F F方式を導入すべきと申し上げてきたが、セントラル方式とF F方式を比較検討した時期はいつか。セントラル方式とF F方式のメリット、デメリットはどのようなものがあるのか。ランニングコストと整備費の整合性はどうかとして質疑がありました。

また、学校現場は、子供たちの安全・安心に関し、常に平等でなくてはならない。どのような学校に行っても同じ教育を受けられる、同じ環境で学びができるという環境整備を進め、安全・安心の学校環境をつくるために、教育委員会として今後どのように考えていくのかとして質疑がありました。

以上が議第102号令和3年度米沢市一般会計補正予算（第7号）における会計間異動等に伴う職員給与費等の補正以外の補正に対する審査の経過の中でありました質疑であります。議第102号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第103号令和3年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）及び議第104号令和3年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第105号令和3年度米沢市一般会計補正予算（第8号）の歳出であります。子育て世帯

への臨時特別給付金については、年内をめどに支給を検討していくということだが、支給までのスケジュールはどのようなになっているのかとして質疑がありました。

また、申請が必要な方はどのような方か。一方、申請が必要な方で、手続を忘れたりする人もいるかもしれない。申請するかどうかの確認が必要になると思うが、そういった対応も含め今後進めていくということでもいいのかとして質疑がありました。

さらに、10万円のうち5万円を現金で、残りをクーポン券で支給する当初の計画から、今回、全額現金で支給することに変更されたが、昨年、特別定額給付金10万円が給付された際は、その多くが預貯金に回ったという話もある。クーポン券であれば使用期限が決められているので、期限内に必ず消費に回り、市内等の店舗等に使用を限定すれば、市内に必ずお金が落ちることになる。しかし、現金給付のみでは、そのお金が市外に落ちることも考えられる。現金は期限もなく、預貯金に回ってしまうことも勘案した上で、現金給付に変更したのかとして質疑がありました。

また、児童福祉施設に入所している子供は様々な家庭事情を抱えており、その親に給付しても子供にお金が渡らない心配もあるが、このことに対し本市はどのような対応を考えているのかとして質疑がありました。

以上が議第105号令和3年度米沢市一般会計補正予算（第8号）に対する審査の経過の中でありました質疑であります。議第105号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上、当予算特別委員会に付託されました議案の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長 ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第102号から議第105号までの議案4件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。よって、議第102号から議第105号までの議案4件は、委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第36 発議第8号沖縄戦戦没者の遺骨等が含まれた土砂を埋め立て等に使用しないよう国に求める意見書の提出について

○相田克平議長 次に、日程第36、発議第8号沖縄戦戦没者の遺骨等が含まれた土砂を埋め立て等に使用しないよう国に求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者、8番影澤政夫議員。

〔8番影澤政夫議員登壇〕

○8番（影澤政夫議員） ただいま上程になりました発議第8号沖縄戦戦没者の遺骨等が含まれた土砂を埋め立て等に使用しないよう国に求める意見書の提出についてであります。本案は、沖縄戦戦没者の遺骨等が含まれた土砂を埋め立て等に使わないことや、戦没者の遺骨を遺族の元に返すことなどを求めて、関係機関に対し意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

〔別紙 発議第8号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○相田克平議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第8号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第8号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長 御着席ください。

ただいまの採決については、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において裁決いたします。

発議第8号については、議長は可決と裁決いたします。

.....

市長挨拶

○相田克平議長 以上で、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められております

ので、これを許可します。中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 市議会12月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る12月2日に招集いたしました本定例会は、本日、全日程を終了いたしました。20日間にわたる会期中、提出いたしました案件につきまして、終始真剣な御審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の市政執行に十分反映していきたいと考えております。

さて、今年は昨年に続き新型コロナウイルス感染症への対応に追われた1年でした。このような中でも、5月に市役所の新庁舎が開庁し、6月には令和5年に開院を目指した市立病院と三友堂病院との医療連携による新病院の建設着工など、本市の未来に向けて新たな一歩を刻んだ年ともなりました。

今後も、感染拡大防止はもとより、市民生活と地域経済を支えるための対策を実施してまいりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、議員各位には、この1年、市勢の発展と市民サービスの向上に多大な御尽力を賜りましたことに対し、深く敬意を表し、心から御礼申し上げます。

寒さ厳しき折、今年も残すところ僅かとなりましたが、議員各位におかれましては、どうか御自愛の上、新しい年をお迎えになられるよう御祈念申し上げ、御礼の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

例会を閉会いたします。

午前11時09分 閉 会

.....

閉 会

○相田克平議長 これをもちまして令和3年12月定